

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | | |
|---|------------|
| 1 | 一括質問一括答弁方式 |
| 2 | 一問一答方式 |

質問件名 いじめ問題対策委員会の機能不全を市はどう捉えているか

質問要旨

小平市教育委員会いじめ問題対策委員会(以下、対策委員会と言う)は第三者性に欠ける委員構成や不適切な言動が見受けられ、いじめ被害者家族との対立が続いている。調査内容にも疑問の声が多く、その対応も不適切だ。

例えばある学校で重大ないじめが発生した際、対策委員会が調査を担うという名目で、学校は加害者の指導など本質的な対応を行わなかった。被害者側が対策委員会に提出した証拠資料も適切に扱われず、十分な調査のないまま2年が経過。その結果、不登校や進学後のいじめ再発につながった。また、昨年5月に市ホームページで公表された「小平市立学校はいじめ申立てに関する調査報告書」を見ても、対策委員会が隠ぺいや責任回避のために機能していると疑わざるを得ない。その裏に人員・予算不足という事情があるとしても、市教育委員会からそうした事情の説明がないまま「問題なし」とする姿勢では、被害者や家族と信頼関係は築けず、人権侵害の状況は続く。

本年1月31日の生活文教委員会事務報告で、来年度の対策委員会委員を(更新に向けて)調整中という報告があった。しかし委員が変わっても状況が改善しなければ意味がない。対策委員会の現状を共有し、市の見解を明確にするため、以下質問する。なお、対策委員会の第三者性が高まるほど市の見解は通用しなくなるものと承知した上での質問だ。現在作成中のいじめ重大事態の調査報告書(以下、報告書と言う)に関する質問も含む。

1. 対策委員会の調査開始前から、関係児童、加害児童、教員への聞き取りで、暴行の事実が明らかになってきた事案がある。証拠も対策委員会に提出済みだ。しかし報告書案にはこの件について記載がなく、学校対応の是非についても触れられていない。国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に従い、報告書には関係する事件を網羅的に記述し、学校の対応も含めて明確に示すべきと考えるが、市の見解は。
2. 被害者家族が進学後のいじめ再発について報告書に記載するよう求めたところ、対策委員会の新藤委員長は「学校が異なる」ことを理由に強い口調で記載を拒否。弁護士の長谷川委員は(個人的見解としながらも)加害者への訴訟を勧めた。しかし、いじめ再発は重大な問題である。報告書には、進学後であっても再発した事実を記載し、加害者指導の妥当性や進学先への情報提供の方法が妥当だったか等を検証すべきと考える。そのことも含め、2年間の調査後に訴訟を勧めるのは調査組織として無責任とも思えるが、市の見解は。
3. 教員の行為が発端となったいじめに関して、被害者家族は学校の関わり方に問題はなかったのか調査を求めた。しかし対策委員会の長谷川委員は「学校の対応は主の調査事項にはなりえない。追求するならば市を相手に国家賠償請求訴訟を提起すべき」という旨の発言をしている。学校の対応を調査対象としないのは妥当か。また訴訟を勧める考えについて、市の見解は。
4. 被害者側の書状提出や調査要望があったにもかかわらず、また学校の調査では調査対象に含まれていた事なのに、対策委員会は調査事項としなかった事項がある。これは問題ではないか。市の見解は。
5. 中村副委員長は「行為があり、被害側が苦痛を訴えても、行為を行った側に加害の意志が無い場合、いじめと認定出来ない可能性もある」と発言している。これはいじめの定義として誤った認識と考えるが、市の見解は。
6. ある学校長が「いじめ重大事態の扱いになれば解決に時間がかかる」と語ったそうだが、市では実際に長期化する事例が多い。中には学校調査で実態がほぼ判明していたのに対策委員会の調査で長期化し、提出された証拠は採択されず、偏った裁定で事実が歪曲された例もある。対策委員会による調査が行われたせいで、被害者とその家族は新たな被害を受けている。対策委員会の委員はこの4月に更新されるようだが、今後このような事態が生じることを防ぐため、市は対策を講じるべきではないか。
7. そもそもいじめ重大事態の調査が長期化していることについて、市はどう考えているか。
8. 弁護士委員が訴訟を勧める発言をしている状況を踏まえれば、被害者側が法的手段を取るのが適切な場面もある。寝屋川市のように、被害家族への訴訟費用助成制度を導入してはどうか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和7年2月10日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平 受付番号【 】

27	26	25	24